

議案第45号

財産の取得について（児童用Chromebook）

下記のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年 6月 9日提出
三宅町長 森 田 浩 司

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 児童用Chromebook 269台 |
| 2 | 契約の方法 | 地方自治法第234条第2項の規定による随意契約 |
| 3 | 契約金額 | 金 17,694,820円 |
| 4 | 契約の相手 | 住所 奈良県奈良市高天町10-1 T.T.ビル4階
氏名 キステム株式会社 奈良本社
事業総括取締役 井門 英也 |